

[告発人 野村]

僕が言わんとしてるのは、逮捕してね。「めでたし」「めでたし」と言ってるけどね、あなた方は現状回復はしないしね。盗まれたモノが元に戻ろう戻るまいがおかまいなしだしね。もちろん、その過程で、戻ってくれば、渡すさ。でも、それは目的にはなっていないから。刑事罰を科すことが目的であってね。回復することを目的にしてないから。僕は、あんまり警察には、期待はしてなくて、それよりも、どんな状態なのか、みんなが「おかしいね」と思ってることが・・・おかしいと思った人がどれだけ事実アクセスできるか、ちゃんと。普通、個人で、町に「これどうするんですか？」っていうものじゃなくて、普通は、警察が出てこないといけないものですよ。経済事件には出てこないけど、あなた方は。いっさい、触ろうとしないけど。一番簡単な交通ばかりやってる、簡単なね。

あなた方がやろうとしないから、一応、民主主義の補完システムとして、告訴告発がある。目的としては、警察が恣意的に「これは事件にする」と、「俺たちの活躍をアピールできるだろう」と。「これはしない」と、「こんなの扱ってたら、検挙率が下がるじゃねえか」「おまえ、こんなの持ってくんないよ」ってやるわけですよ。「なんで」と、「これ、ちゃんとやって」と。でも、僕も経験あるけど、とにかく、呆れるくらい、あなた方は受け付けられないよ。呆れるほどにね。一蹴しようとするよ。被害届の主張、受け付けようとするよ、二言返事で。

ちょっと今回、本気で・・・もう一件あるから。もう一件の方がもっとすごいよ、あなた方が、本当にちゃんとやるかやらないかを、ここではっきりさせたいから。

・・・で、あなた方がやろうがやるまいが、「出したけど、認められなかった」。

でも、「出したのは、こういうモノですよ」ってことは、僕は、僕なりに、分かるようにする。受理してくれれば・・・受理してくれるまで、僕は、やりますけどね。ただね、結局、日本の士業・・・司法書士もね、弁護士もね。結局、士業の人でなければできない範囲を持たされてて、専権事項じゃなくて、ありますよね？ 弁護士じゃなきゃできない。行政書士でなければできない、専権してやれるところがあっ

告 2 1 0 - 5
(告 2 1 0 - 3 の反訳)

て、それを土業ビジネスとして、その資格で儲けたりしてるわけですよ。日本の国策ですよ。

土業の人は、ライセンスを持っているから、ライセンスのはく奪を脅かされるから、裁判所から「ああせい」と言われたら、もう聞くしかないわけですよ。警察から「こうせい」と言われたら・・・警察は、弁護士を食べさせてるわけじゃないわけですけど、うまくやっていかないと、いつも顔を合わせる訳だから。そこで。彼らも、狭いテリトリーの中でビジネスしてるから。そこで「はい」「はい」と、「先生が仰る・・・」・・・どっちが上か分からないけど。どっちかというと、弁護士・・・警察が受け付ける受け付けないの権限を持ってるから、警察から言われたら、それに合うような形にもって行くわけですよ。その中で、もうほとんど、警察が何もしなくても、そのまま検察が使えるような文章にまで、ほとんど（不明）しなくても、できるものじゃなければ、受け付けない、ということ、どうやら全国的にやってるようだ、ということ、僕は把握しましたよ。だから、頑張ってるよ。あなた方が何もしなくていいようにね。

でも、捜査権がないとできないところ、贈収賄にかかる部分は、僕は何もしてませんよ。（捜査権が）あったって難しいとこだから。「ない」と、「やってない」って言い張れば、そこから先、進まないから。だから、やりたい放題だよ。有罪になるうがならなからうが、不起訴になるうがなるまいが、あなた方が事件として、ちゃんと扱えば、抑止力になるわけですよ。抑止力に。それを逮捕するか逮捕しないかは別問題として。ニュースになるなら別として。

「調べられてる」「やっぱり、まずかったな」ということは、ちゃんと認知されるわけですよ。でも、それをあなた方、逮捕するしないだけで決めてしまうと、あなた方は、確実に有罪になるものしか、逮捕しないわけですよ。確実に起訴できそうなものしか、捜査しないわけですよ。

だからね、被害届も受けないし、告訴状も受けようとしなくていいからね。初めてじゃないからね。相当、僕は、真剣にやりました。今回のやつはね。相当、真剣にやりました。

告 2 1 0 - 5
(告 2 1 0 - 3 の反訳)

た。これをね。ちょっと、お願いしたい。足りないところがあれば、修正します。

[桜井警部補]

はい。

[告発人 野村]

ただ、「預かりました」じゃなくて、「受理しました」と、倶知安署の令和何番と、番号を聞くところまで、やりたいんです。

[桜井警部補]

はい。わかりました。